

事務連絡

令和2年9月7日

全国社会保険労務士会連合会 御中

厚生労働省保険局保険課

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からの適用事業所等が
書面で提出する届出の取扱いに係る緊急対応について

標記について、令和2年8月3日付け事務連絡により全国健康保険協会及び
健康保険組合あて連絡しましたので、お知らせいたします。

事務連絡
令和2年8月3日

全国健康保険協会
健康保険組合

] 御中

厚生労働省保険局保険課

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からの
適用事業所等が書面で提出する届出の取扱いに係る緊急対応について

新型コロナウイルスの感染防止への対応が求められるなか、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定。参考1参照。）において、行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直しとして、「緊急対応として、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの（以下「見直し対象手続」という。）について、優先順位の高いものから順次、規制改革推進会議が提示する基準（※）に従い必要な措置を講じるとともに、その周知を行う」こととされました。

これを受け、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定等により、適用事業所等が書面で提出する届出の取扱いについて、新型コロナウイルスの感染防止の観点からの当分の間の取扱いを、下記のとおりお示しするため、各保険者におかれましては適切に御対応いただきますようお願いします。

なお、規制改革実施計画においては、「緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行う」こととされており、今後、具体的な内容について整理してお示しする予定です。

（※）行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて（再検討依頼）（令和2年5月22日） p 2～7 参照

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/committee/20200622/200622honkaigi03.pdf>

記

1 書面による手続の取扱い

事業主が全国健康保険協会又は健康保険組合（以下「協会等」という。）に書面で提出する届出等については、例えば手続用の専用アドレスが存在するなど手続業務に支障を来さない場合などにおいては、電子メール（インターネット等を介した電子メールも含む）を用いた

届出（届出等のPDFを添付）であっても受理のうえ処理して差し支えない。

なお、電子メールを用いた届出については、個人情報の保護の観点から、添付する媒体が暗号化されていること、暗号化を解除するためのパスワードは別送するなどの適切な対応が必要であるとともに、後日、原本の提出を求めることがある。

また、添付文書については、メール送付時に添付することを必須とせず、事後に確認することにより、届出等の簡素化を行って差し支えない。

2 事業主の押印及び署名の取扱い

事業主が協会等に書面で提出する届出等のうち、健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）様式第一号から第八号において事業主の押印又は署名を求めており、協会等が様式を定める届出（健康保険法等によらず協会等が独自で求めており、届出等を含む。）及び事業主を経由する届出については、事業主の押印又は署名がない届出であっても受理して差し支えない。

なお、（1）の届出等については、特に慎重に届出の真正性を確認する必要があると考えられることから、押印又は署名が必要であるが、（2）に例示する方法などにより、届出等の真正性を担保できると保険者が認める場合は、押印又は署名を省略して差し支えない。

（1）特に慎重に届出の真正性を確認する必要があると考える届出等

- ① 事業主に対して手続の結果に係る通知（決定通知書等）が送付されず、事業主が当該手続が行われたことを把握できない届出等

【例】健康保険 厚生年金保険 適用事業所全喪届

健康保険 厚生年金保険 事業所関係変更（訂正）届

- ② 郵送通知物の宛先に係る届出等（法人登記簿等が添付される場合にあっては当該登記簿等に記載の所在地と異なる所在地（例えば総務部門所在地）を届ける場合に限る。）

【例】健康保険 厚生年金保険 新規適用届

健康保険 厚生年金保険 適用事業所名称／所在地 変更（訂正）届

健康保険 厚生年金保険 被保険者住所変更届

- ③ 金銭の支払い等に係る届出等

【例】保険料等還付請求書

健康保険 厚生年金 保険料等口座振替納付（変更）申出書

傷病手当金又は出産手当金の申請における事業主証明

（2）確認方法（例示）

- ① 事業主記載欄に記載された情報と基幹システムで管理されている情報との突合確認
- ② 届出受理後における事業主（又は総務部門）に対する電話確認
- ③ 従前から求めており、添付書類等による届出記載事項の突合確認
- ④ 簡易書留等による受領確認

3 被保険者の押印及び署名の取扱い

被保険者が適用事業所を経由して協会等に提出する届出等に係る押印等の取扱いについては、令和元年8月30日付け事務連絡「被保険者が適用事業所を経由して提出する届出等における押印等の取扱いについて」（参考2参照）によるものとする。

また、被保険者が直接、協会等に提出する保険給付にかかる申請については、原則、押印又は署名が必要であるが、添付書類による突合、振込先欄に記載された口座名義人と申請者名との突合等により真正性が担保できると判断した場合は、被保険者の押印又は署名がない場合でも受理して差し支えない。

4 その他

この取扱いは、緊急対応としての取扱いであることから、事務マニュアル又は規程等の改正は必要ない。

規制改革実施計画【抜粋】
(令和 2 年 7 月 17 日)

II 分野別実施事項**6. デジタルガバメント分野****(3) 新たな取組**

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府庁
6	行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し	<p>各府省は、緊急対応として、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの（以下、「見直し対象手続」という。）について、優先順位の高いものから順次、規制改革推進会議が提示する基準に従い、必要な措置を講じるとともに、その周知を行う。</p> <p>各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。各府省の対応状況は、行政手続等の棚卸調査を実施するIT総合戦略本部と連携して、今年度末までに明らかになるようにする。この場合において、年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を明らかにした上で必要な取組を行う。</p> <p>また、各府省及び独立行政法人は、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを行い、行政改革推進本部事務局は、見直し結果について年内目途にフォローアップを行う。</p>	可及的速やかに 緊急対応措置、 制度的対応につ いては令和 2 年 措置、令和 2 年 中に措置できな いものは、令和 3 年以降速やか に措置	全府省

(参考2)

事務連絡
令和元年8月30日

全国健康保険協会

健康保険組合

} 御中

厚生労働省保険局保険課

被保険者が適用事業所を経由して提出する届出等における押印等の取扱いについて

健康保険制度の運営については、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げる。

社会保険手続きにおけるコストの削減については、「「行政手続コスト」削減のための基本計画」（平成29年6月厚生労働省決定。以下「基本計画」という。別添1参照。）において、オンライン化の推進、バックヤード連携の徹底等の対策が示されているところである。このうち、健康保険関係手続に関する被保険者の押印・署名の省略については、基本計画及び「「行政手続コスト」削減のための基本計画」の改定について」（平成30年4月10日付け事務連絡。別添2参照。）において、その取扱いを示してきたところであるが、今般、改めて押印等が省略可能な書類等について下記のとおり整理したので、その運用に遺漏なきよう

にされたい。

記

適用事業所を経由して全国健康保険協会及び健康保険組合に提出することが健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）等において定められている（1）に掲げる8届出について、（2）に掲げる手続きが行われている場合には、申請者（被保険者）署名欄の本人署名又は押印を省略すること。

なお、適用事業所と被保険者の利益が相反する可能性があり、被保険者本人の意思を確実に確認する必要のある（3）に掲げる2届出については、引き続き本人の押印・署名を求ること。

（1）本人署名等の省略対象となる届出について

- ・被扶養者異動届
- ・介護保険適用除外等該当・非該当届
- ・被保険者証滅失・棄損再交付申請書
- ・被保険者証再交付申請書（健康保険）
- ・被保険者証再交付申請書（船員保険）
- ・高齢受給者証再交付申請書
- ・被保険者証回収不能届
- ・高齢受給者証基準収入額適用申請書

※ 上記届出と内容を一にするものの、名称が異なる届出も含むものとする。

(2) 本人署名等の省略を行う際の手続きについて

申請者（被保険者）本人が届出の記載を行う場合には、申請者本人が届出の記載を行った旨を届出の備考部分等に記載すること。または、適用事業所が申請者本人に対し、届出の記載に誤りがないか確認を求め、申請者が内容について確認した旨を届出の備考部分等に記載すること。

※ なお、届出への記載に代えて、参考に示すような確認欄を設け、印を付ける運用としても差支えない。

(参考)

確認欄	
<input type="checkbox"/>	この届出については、①又は②の要件を満たしたものである。 ① 申請者本人（被保険者）が作成したものである。 ② 記載内容については誤りがないか申請者本人が確認している。

(3) 引き続き本人の押印・署名を要する届出について

- ・育児休業等終了時報酬月額変更届
- ・産前産後休業終了時報酬月額変更届

別添1及び別添2 省略